

# 公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

記

## 1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
田川郡添田町大字津野字森ノ前2334番	田	2,395
田川郡添田町大字津野字森ノ前2335番1	田	910
田川郡添田町大字津野字森ノ前2335番2	田	1,193

## 2 農地を利用する権利の内容等

所在及び地番	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
田川郡添田町大字津野字森ノ前2334番	令和8年2月1日	10年	179,625
田川郡添田町大字津野字森ノ前2335番1	令和8年2月1日	10年	68,250
田川郡添田町大字津野字森ノ前2335番2	令和8年2月1日	10年	89,475

## 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代用者の氏名及び主たる事務所の所在地

福岡市中央区天神四丁目10番12号

公益財団法人 福岡県農業振興推進機構

理事長 鐘江 義広

## 4 農地の所有者等の情報

榎木 淑子

## 5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに福岡法務局田川支局に補償金を供託してください。

## 6 補償金の還付について

農地の所有者等は福岡法務局田川支局において、補償金の還付を受けることができる。